

# 旅館賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 旅館特約条項 他



# はじめに



お客さまに信頼される旅館・ホテル運営のために・・・

## 旅館賠償責任保険のご案内

旅館・ホテル業界に携わる皆さまにおかれましては、日頃から設備の改善、従業員教育の充実、仕入材料の吟味等を通じ、サービスの維持、向上に心を砕いていることと存じます。

しかしながら、特に近年の賠償意識の高まりを考えると、事故が発生した場合には、思いもよらない高額な賠償金の支払いを余儀なくされる可能性もあります。

このような事態が発生した場合に貴社の経営を守る備えのひとつとして、旅館賠償責任保険をぜひお役立てください。

### 旅館賠償責任保険とは

旅館業者やホテル業者である皆さまの業務に伴って生じる偶然な事故により、お客さまに対して法律上の賠償責任が発生した場合、そのお客さま(被害者)に支払わなければならない損害賠償金をお支払いする保険です。

具体的には、次の①～③のリスクを補償します。

- ① 旅館・ホテル施設の管理・業務遂行上の賠償責任
- ② 飲食物などの提供による賠償責任
- ③ お客さまの荷物に対する賠償責任

## 対象となる事故例

### 旅館・ホテル施設の管理・業務遂行上の事故

- 1 ホテルのボイラが爆発し、火災が発生。従業員の誘導ミスにより宿泊客がやけどを負った。

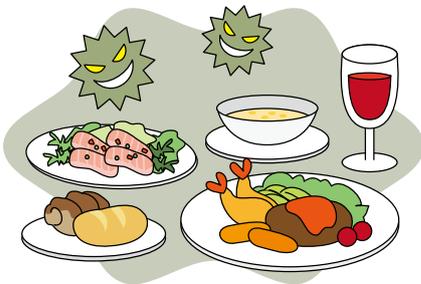


- 2 旅館の看板が落下し、通行人がケガをした。



### 飲食物などの提供による事故

- 3 旅館で提供した料理が原因で、宿泊客が集団食中毒となった。



- 4 お土産として販売しているお菓子を食べた人が食中毒になった。



### お客さまの荷物の取扱不注意による事故

- 5 クロークで預かったバッグが盗難にあい、バッグの中にあつた貴重品が無くなった。



# 旅館賠償責任保険の補償内容

## 基本補償



### 旅館・ホテル等の施設の管理・業務遂行上の賠償責任の補償

旅館・ホテル等の施設の欠陥によりお客さまがケガをした場合や失火で死傷した場合など、施設の所有、使用または管理および旅館・ホテル業の運営に伴って生じた偶然な事故によって第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



### 飲食物などの提供による賠償責任の補償

お客さまに提供した食事が原因で食中毒が発生した場合など、旅館・ホテルの営業の一環として製造、販売または提供した飲食物や商品により第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



### お客さまの荷物に対する賠償責任の補償

フロントで保管しているお客さまの荷物が取扱いの不注意で壊れてしまったり、盗難に遭った場合など、旅館・ホテルの営業に関連して、お預かりしたお客さまの荷物の損壊・紛失・盗難およびお客さまの身の回り品の紛失・盗難によって、貴社（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



#### 次の場合はご注意ください。

- (1) 旅館・ホテルの駐車場施設に駐車中のお客さまの自動車は受託物に含まれる（車内の財物は対象外）ため、この保険の対象となりますが、支払限度額（保険金額）が低く設定されておりますので、別途「自動車管理者賠償責任保険」への加入をおすすめいたします。
- (2) お客さまの身の回り品については次の事故に起因する賠償責任のみを対象とします。
  - 施館・ホテル内における身の回り品の盗難
  - 客室内、浴場内の更衣所内または洗面所内における身の回り品の紛失

# オプション 補償

## ニーズに合わせた幅広い オプションをご用意しております。

この2つのオプションはセットでご加入いただけます。

### 被害者対応費用補償



対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

#### 支払限度額

被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	2万円
	対物臨時費用	—	2万円
保険期間中	1,000万円		

### 事故対応特別費用補償



基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

#### 支払限度額

保険期間中1,000万円

### 食中毒・感染症利益補償



次のような事故の発生によって売上が減少した場合、あらかじめ設定したてん補期間(損失を補償する期間をいいます。)の営業利益その他損失を補償します。

- 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生(ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。)
- 施設において特定の感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置
- 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いまたは特定の感染症の病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置

※詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ご契約パターンの例

補償内容		例	1.	2.	3.	
施設事故	身体賠償	1名につき	3,000万円	5,000万円	1億円	
		1事故につき	3億円	5億円	10億円	
	財物賠償	1事故につき	3,000万円	5,000万円	1億円	
生産物事故	身体賠償	1名につき	3,000万円	5,000万円	1億円	
		1事故につき	1億円	1億円	5億円	
	財物賠償	保険期間中の支払限度額	1億円	1億円	5億円	
		1事故につき	30万円	30万円	30万円	
受託物事故	現金・有価証券などの貴重品	フロント保管のもの	1名につき	10万円	10万円	15万円
			1事故につき	100万円	100万円	150万円
		上記以外のもの	1名につき	3万円	3万円	5万円
			1事故につき	10万円	10万円	15万円
	その他の保管物		1事故につき	10万円	10万円	15万円
	保険期間中の支払限度額			100万円	100万円	150万円

※お支払いいただく保険料は、施設の営業面積、保険金額、自己負担額等によって異なりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

# お支払いする保険金の種類

## 事故発生後に生じる費用

## 訴訟等に発

### 基本補償



#### ① 損害防止費用

貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



#### ② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



#### ③ 権利保全行使費用

貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



#### ④ 争訟費用

貴社(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



#### ⑤ 協力費用

貴社(被保険者)が損害賠償請求損保ジャパン日本興亜が必要に(被保険者)の代わりに解決に向場合、貴社(被保険者)が損保支出した費用をお支払いします。

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。支払限度額はありません。



$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

### オプション補償



#### 被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要な費用を補償します。



オプション補償によってお支払いできる損害賠償金・費用が拡大されます。

事故発生

## 展した場合の費用

## 和解・判決による損害賠償金のお支払い



を受け、  
応じて貴社  
けた対応を行う  
ジャパン日本興亜に協力するために



### ⑥ 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

#### <身体賠償事故の場合>

治療費、医療費、慰謝料など

#### <財物賠償事故の場合>

修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。

⑥ 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、  
④ 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額}}{\text{⑥ 損害賠償金}} \times \text{支払限度額}$$



⑥ の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

## 事故対応特別費用

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

## 食中毒・感染症利益保険の保険金

食中毒・感染症利益保険は、あらかじめ設定したてん補期間(注1)における損失について、次の算式によって得られた額を限度にお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支出を免れた付保経常費(注2)} + \text{収益減少防止費用(特別費用)}$$

(注1) てん補期間… 損失を補償する期間をいい、保険期間とは異なります。

(注2) 付保経常費… 休業の有無に関わらず、経営維持のために支出を要する費用を経常費といい、ご契約時に設定します。(例: 人件費、不動産賃借費、固定資産減価償却費など)

基本補償の他に、オプション補償をセットでご契約することによって、基本補償では対象外となっていた事故が対象となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

# ご加入にあたって

## 加入の対象となる事業者

旅館業者、ホテル業者、従業員向け保養所等の所有企業等が対象となります。

## 補償の対象となる方(被保険者)

① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人

※②は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。



上記は基本補償における被保険者です。セットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 保険の対象

### 1. 施設危険

宿泊棟やレストラン、宴会場、庭園、プール等、旅館・ホテルが通常備えている施設または施設における旅館・ホテル業務※昇降機を含みます。

### 2. 生産物危険

旅館・ホテルの営業の一環として旅館施設内において提供または販売される飲食物、土産品  
※旅館・ホテルの営業とは独立して行われる仕出し業やケータリング業は対象外となります。

### 3. 受託物危険

旅館・ホテルの営業に関連し、被保険者が保管または管理するお客さまの財物(注1)およびお客さまの身の回り品(注2)

(注1)旅館・ホテル営業の一環として、宿泊客や利用客から受託した財物にかぎります。

(注2)お客さまの身の回り品については、次の事故に起因する損害にかぎります。

- 施設内における身の回り品の盗難
- 客室内、浴場内の更衣所内または洗面所内における身の回り品の紛失

## 保険期間

保険期間(ご契約期間)は、原則として1年間です。

なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

## お支払いいただく保険料

保険料は、対象となる施設の面積、支払限度額、自己負担額等の設定などによって異なりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

## 団体割引

旅館軒数で20件以上まとめてご契約いただきますと、軒数に応じた団体割引を適用することができます。

旅館軒数	割引率
20軒以上	5%
50軒以上	10%
100軒以上	15%
200軒以上	20%
500軒以上	25%
1,000軒以上	30%

## 保険金をお支払いできない主な場合

### <賠償責任保険普通保険約款>

- ① 記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
  - ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
  - ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
  - ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
  - ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

### <賠償責任保険追加条項>

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
  - ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
  - ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
  - ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
  - ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。ただし、受託物危険で補償対象となる場合があります。
- (注)「管理財物」といい、記名被保険者の所有財物、受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)または作業対象物のことをいいます。

### <旅館特約条項>

- **共通**  
身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少によって、その障害を被った者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害
- **施設危険**
  - ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
  - ② 航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
  - ③ 生産物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
  - ④ 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
  - ⑥ 記名被保険者の役員または使用人が、その者の受託財物

を損壊したことに起因する賠償責任。ただし、受託物危険で補償対象となる受託物は除きます。

### ● 生産物危険

- ① 生産物のかしに基づく生産物の損壊(その生産物の他の部分の損壊を含みます。)自体の賠償責任(その生産物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した生産物に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者の役員または使用人が、その者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任

### ● 受託物危険

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 利用客の自動車内にある財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が利用客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑦ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
  - ア. 自動車
  - イ. 車両(自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。)
  - ウ. 船舶(船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。)
  - エ. 航空機

### <食中毒・感染症利益担保特約条項>

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失
- ② 被保険者(被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

# 特にご注意いただきたいこと

I

## 契約締結時における注意事項

### ① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

### ② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

### ④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

### ⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

### ⑥ 契約申込書の記載事項の確認

対象施設の面積等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

### ⑦ 保険料のお支払い方法

● 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

● 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

● 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなったり、保険契約が解除される場合があります。

● この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

## 1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 <sup>(※1)</sup> のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ <sup>(※2)</sup> 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。 )は、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご確認ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご連絡が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

### ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

## 2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

## 3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳しくは損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

## 5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

**0120-727-110**

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※ 上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

## IV その他ご注意いただきたいこと

### ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

### ② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせをお願いします。

### ⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

### ⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

#### 商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ

**0120-888-089**

おかけ間違いにご注意ください。

#### 【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



#### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先